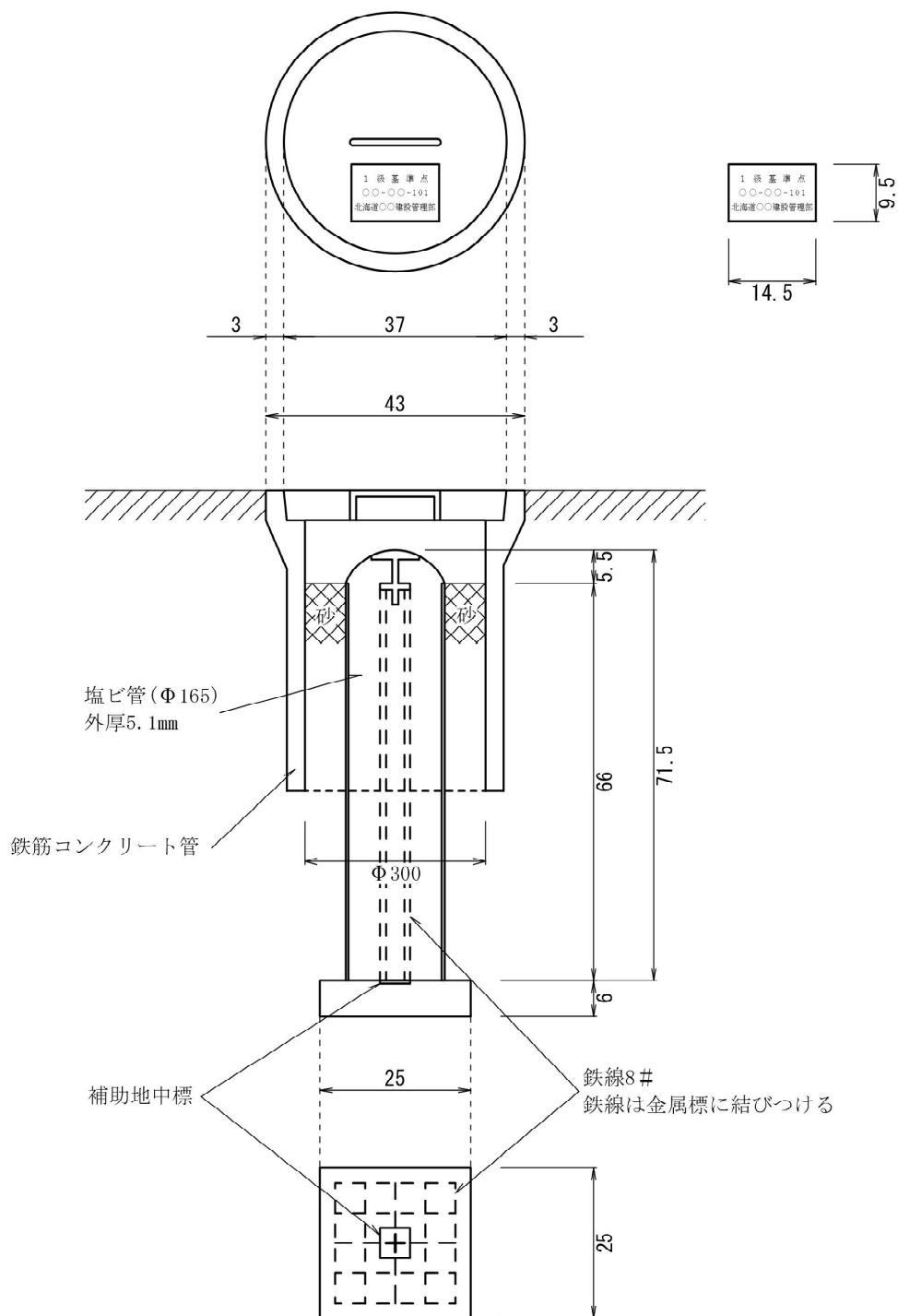
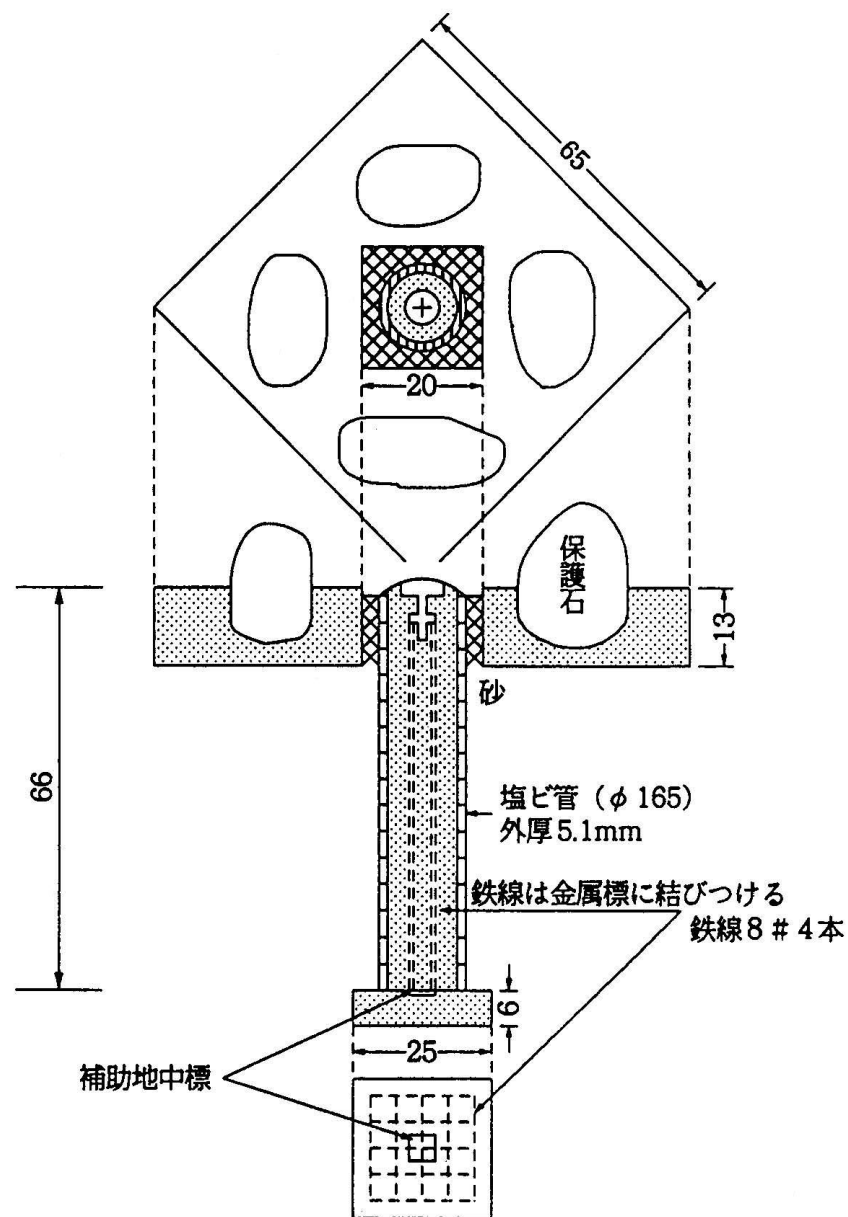


1 ～ 3 級基準点（金属標）地下埋設（マンホールタイプ）規格及び仕様
（単位：cm）



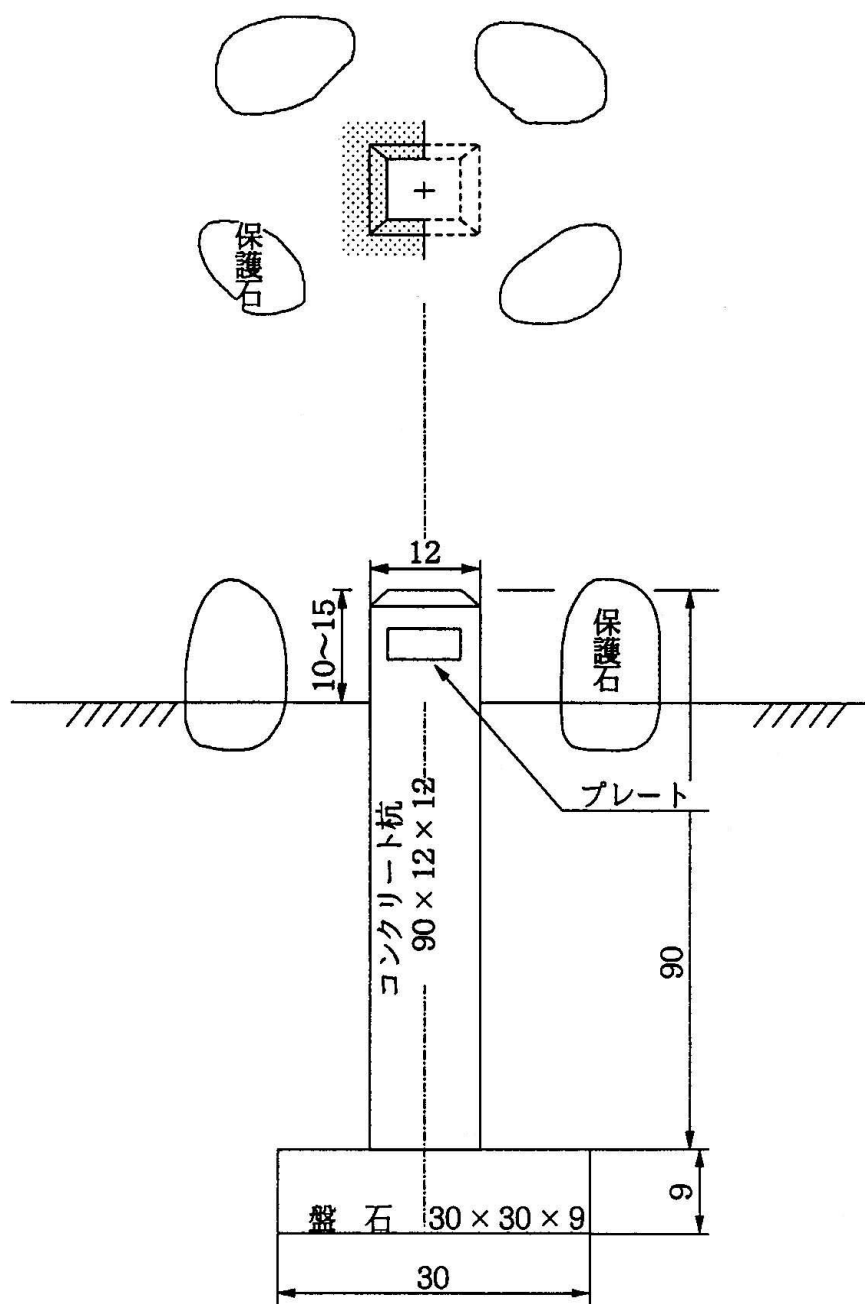
1 ～ 3 級基準点（金属標） 上面舗装埋設 規格及び仕様

（単位：cm）



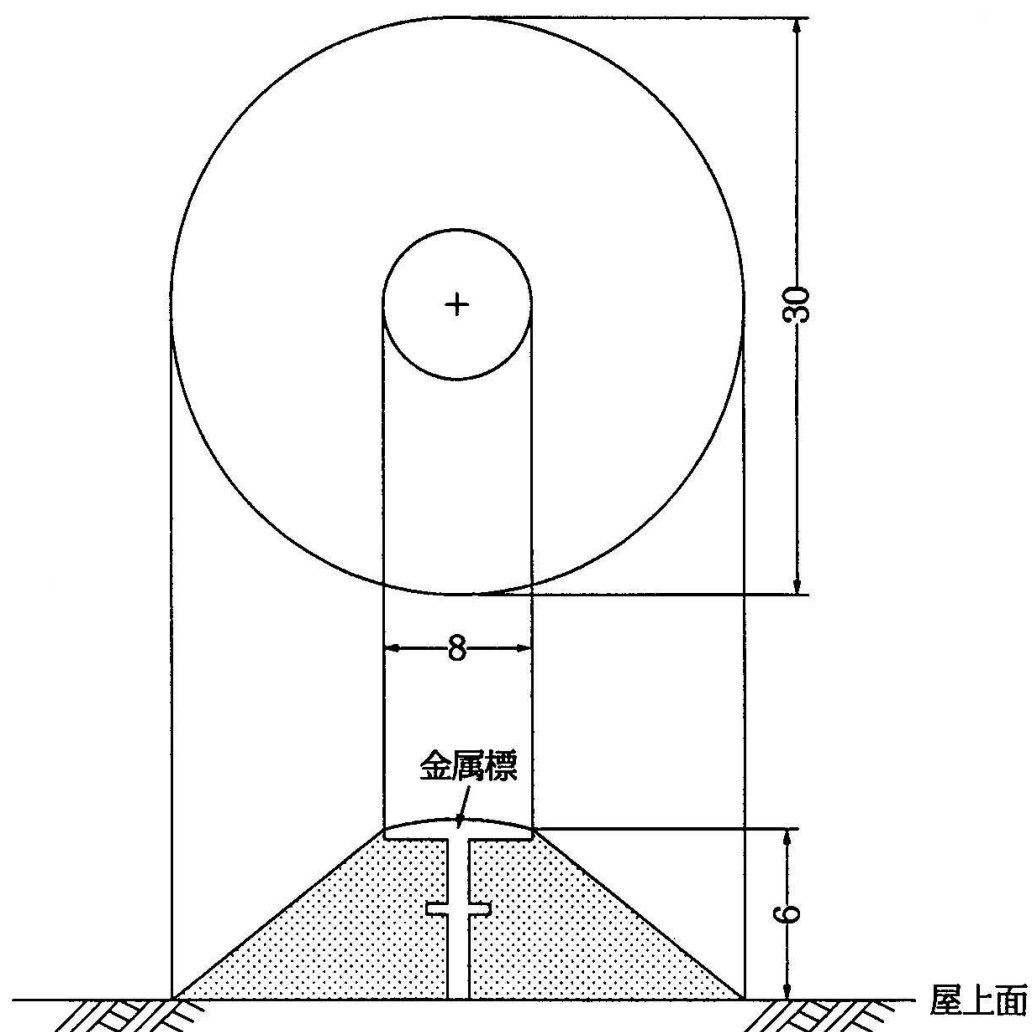
3級基準点（コンクリート標）埋設 規格及び仕様

（単位：cm）



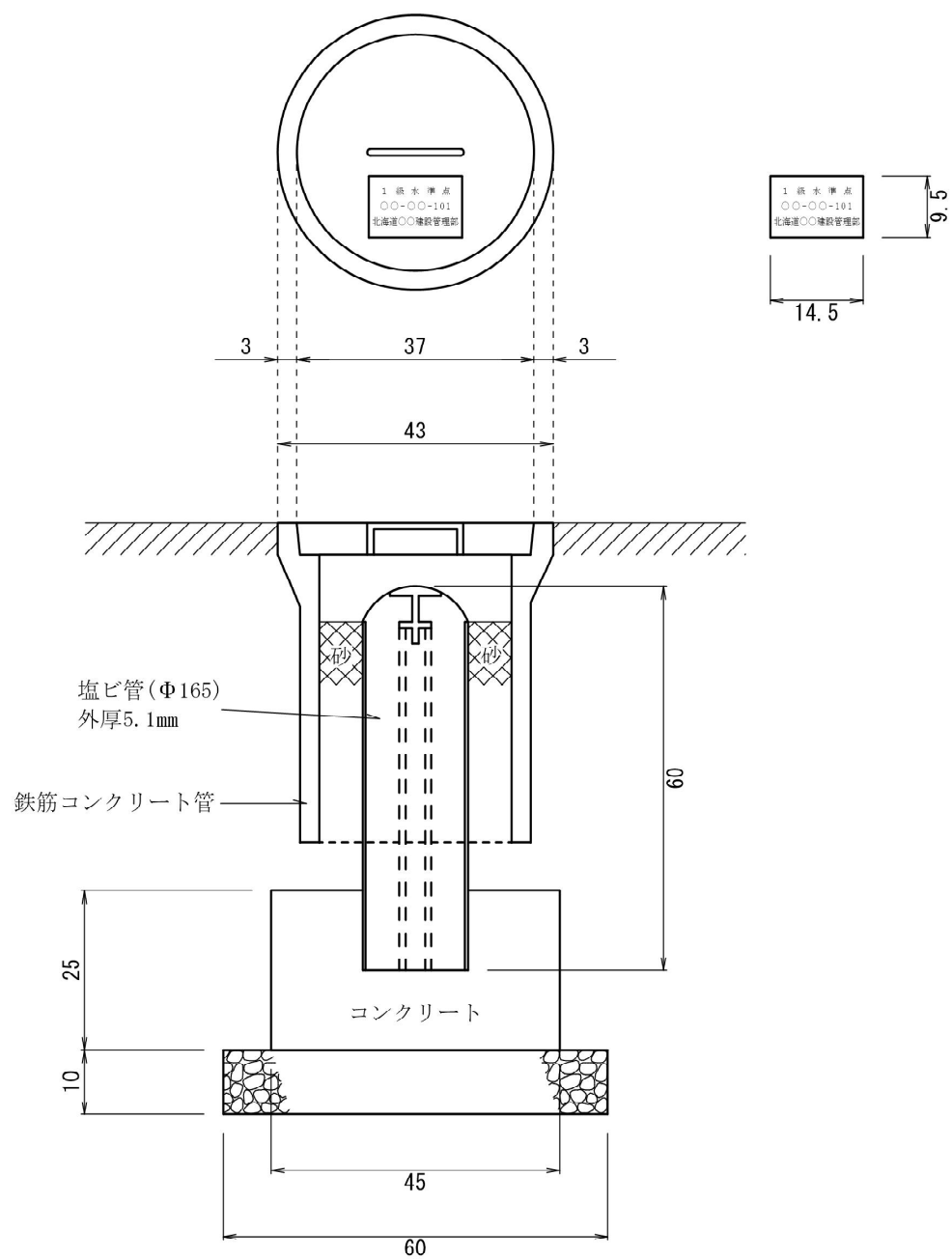
1 ～ 3 級基準点（金属標）屋上埋設 規格及び仕様

（単位：cm）



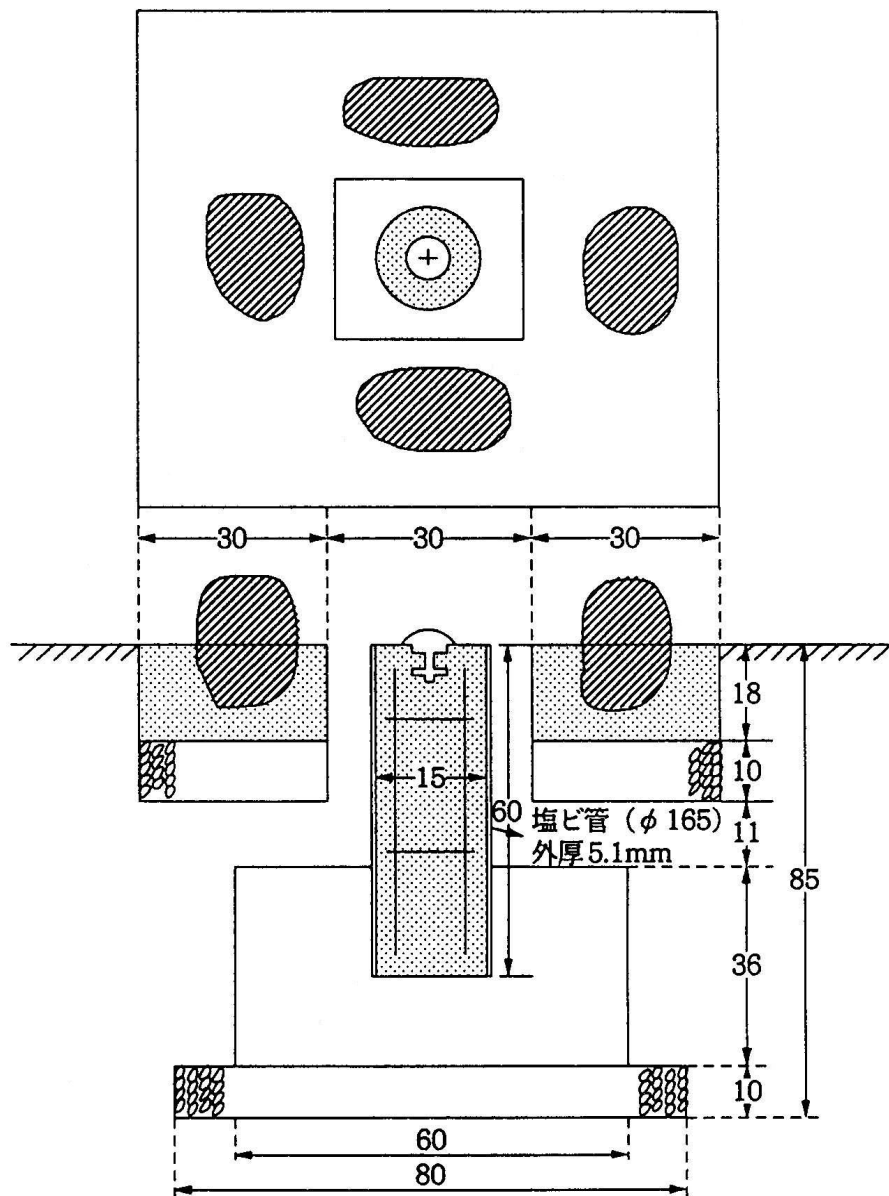
注. 屋上面に、モルタル又は接着剤により貼付ける。

1 ～ 3 級水準点（金属標）地下埋設（マンホールタイプ）規格及び仕様
（単位：cm）



1 ～ 3 級水準点（金属標） 地上埋設 規格及び仕様

（単位：cm）



10 公有水面埋立部門

10 公有水面埋立部門

目 次

10－1	公有水面埋立免許出願のための測量	I -10-3
10－2	公有水面埋立竣功認可申請のための測量	I -10-4
10－3	公有水面埋立免許出願関係図	I -10-4
10－4	公有水面埋立竣功認可申請	I -10-5
10－5	地積測量図等の作成	I -10-5
10－6	成果品	I -10-6
10－7	参 考	I -10-8

10 公有水面埋立部門

10-1 公有水面埋立免許出願のための測量

公有水面埋立免許出願のための測量の方法等は、2 用地部門、5 河川・砂防・ダム部門、6 急傾斜地部門、7 漁港部門、8 作図 によるほか次の各号によるものとする。

10-1-1 調査範囲

公有水面埋立免許出願のための測量の範囲は水際線を基線とし、特に定めのある場合を除き前面と背後地ともそれぞれ100m程度とし、調査延長にあっては、起終点から多角閉合可能な延長で囲まれた範囲とする。ただし、陸地側にあっては民地界が把握できるものでなければならない。

10-1-2 原図に基づく協議

細部測量等により作成された原図を基に、公有水面埋立免許出願に必要とする埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域（以下「埋立区域等」という）、その他これに関連する工事施工区域等について、業務担当員と協議しなければならない。

10-1-3 基点の決定

協議に基づき「埋立区域等」を表示する際の基点は、基本測量・公共測量で測設した測量標及びこれに準ずる精度を保有するもの（海上保安庁設置の灯台等）による。

10-1-4 「埋立区域等」の表示

「埋立区域等」を表示する場合は、基点及び各地点間の方位角・延長等の表示に留意しなければならない。

10-1-5 埋立に関する工事の施行区域の扱い

埋立に関する工事の施行区域には、埋立区域にかかる工事のほか埋立に関して施行されるその他の工事の施行区域を全て包含するものとする。

10-1-6 地形・地物等の把握

地形・地物等の把握は、「規程」第3編第2章現地測量によるほか、公有水面と陸域との接線は春秋分における満潮位（H. W. L）を標準として把握し埋立区域等の表示線の実延長及びその他「埋立区域等」周辺の既存の工作物の表示線の実延長を把握しなければならない。

10-2 公有水面埋立竣功認可申請のための測量

公有水面埋立竣功認可申請のための測量は、免許出願時に把握した現況と著しく変化ある場合にその補正に必要とする測量で、その方法及び制限等は、10-1 公有水面埋立免許出願のための測量 に準ずるものとする。

10-3 公有水面埋立免許出願関係図

公有水面埋立免許出願のかかる図面は、次のとおりとする。

10-3-1 位置図

縮尺50,000分の1以上の地形図に「埋立区域等」を表示するものとする。

10-3-2 実測平面図

縮尺は、1/1000又は1/2500とし、10-1-2 原図に基づく協議 で指示あった区域及び埋立隣接地の土地所有者の氏名・埋立背後海浜地・海浜盛土区域・背後地隣接の民地地番・既設排水施設・取水施設を明示し、横断面と照合できるよう作成するものとする。

なお、当該埋立工事以外の施設計画のある場合は、その計画線を点線で表示するものとする。

また、埋立に関する工事施行区域を二以上の区域に分割する場合は、分割された区域も表示するものとする。

10-3-3 求積平面図

実測平面図の中に図示された「埋立区域等」を求積し、その算式等を表示するものとする。

10-3-4 埋立背後地の下付申請図

実測平面図の中で埋立背後地に国有地が図示される場合は、その求積について業務担当員と協議しなければならない。

10-3-5 海図

「埋立区域等」が海面である場合は、海上保安庁刊行の海図に「埋立区域等」及び「埋立区域等」の表示の基点を表示するものとする。この場合、海図の謄写図を使用するときは、水路業法第24条による海上保安庁の承認を受けなければならない。

10-3-6 埋立地横断面図

縮尺は横1/100・縦1/100以上とし、作成に当たっては、以下によるものとする。

- (1) 工作物の断面を明示すること。
- (2) 春秋分における潮位（L. W. L. H. W. L）を明示すること。
- (3) 埋立法線（求積線）施行区域法線（求積線）を明示し、実延長を明示すること。
- (4) 地盤の高さを正しく表示すること。

- (5) 既存の工作物等との関連を明示すること。
- (6) 埋立法線及び施行区域線のとり方を明確にするため、現地盤線を明示することに留意するものとする。

10-3-7 埋立地縦断面図

縮尺は横1/1000・縦1/100以上とし、作成に当たって留意すべきことは、10-3-6 埋立地横断面図 に準ずるものとする。

10-3-8 工作物構造図

縮尺は1/100以上とし、護岸・堤防・岸壁その他これらに類する工作物の構造を表示すること。

作成に当たっては、以下によるものとする。

- (1) 外囲施設等の工作物の構造がそれぞれ異なる断面ごとに表示すること。
- (2) 潮位を表示することとし、その標示の方法（DL・TP）を記入すること。

10-4 公有水面埋立竣功認可申請

公有水面埋立法第22条に基づく竣功許可のため作成するものとする。

10-4-1 基礎とする図面及び作成基準

公有水面埋立竣功認可申請図は、位置図・実測平面図・求積平面図等で1/1,000又は1/2,500の縮尺とする。

竣功認可申請時における埋立区域の基点及び各測設点の方向角・延長・境界標等を標示しなければならない。

10-4-2 協議事項

基礎とする各図面の事項に不符合又は不明の場合にあっては業務担当員と協議し、その指示を受けるものとする。

10-5 地積測量図等の作成

公有水面埋立竣功認可後、埋立地の表示登記に必要とする地積測量図・土地所在図（表示登記申請図）を不動産登記法第80条2項により作成するものとする。

10－6 成果品

成果品は、次のとおりとする。

(紙媒体の場合)

名 称	規 格	縮 尺	単位	摘 要
位 置 図		1/50,000	枚	市販地図等
申 請 実 測 平 面 図	ポリエステルフィルム #300 84cm×119cm	1/1,000～ 1/2,500	〃	規格寸法はA0版を 標準とする
埋 立 区 域 求 積 図			〃	
施 行 区 域 求 積 図			〃	
施行区域求積平面図			〃	
下 付 平 面 図			〃	
海 図			〃	海上保安庁
横 断 図	セクションマイラー #200	横1/100～ 縦1/100～	1 式	
縦 断 図	〃	〃	〃	
作 工 図	〃	適 宜	枚	
用 地 求 積 平 面 図	ポリエステルフィルム #300 84cm×119cm	1/1,000～ 1/2,500	〃	規格寸法はA0版を 標準とする
測 量 計 算 簿	A 4 版		冊	図根点・多角点・境 界点の計算簿
資 料 図	ポリエステルフィルム #300		〃	
土 地 調 査 表			〃	権利関係、その他一 切を含む
土 地 調 査 書			〃	
土地境界立会確認書			〃	
地 積 測 量 図	法務局指定のもの		式	土地現地調査書を含 む
各 図 面 の コ ピ ー			部	
竣 功 平 面 図	ポリエステルフィルム #300		枚	

(電子媒体の場合)

名 称		規 格	縮 尺	単位	摘 要
電 子 成 果 品 保 管 帳				冊	電子媒体 (CD-R等)
電 子 媒 体 一 覧	(位 置 図)		1/50,000	枚	市販地図等
	(申請実測平面図)		1/1,000~ 1/2,500	〃	規格寸法はA0版を 標準とする
	(埋立区域求積図)			〃	
	(施行区域求積図)			〃	
	(施行区域求積平面図)			〃	
	(下 付 平 面 図)			〃	
	(海 図)			〃	海上保安庁
	(横 断 図)		横1/100~ 縦1/100~	1 式	
	(縦 断 図)		〃	〃	
	(作 工 図)		適 宜	枚	
	(用地求積平面図)		1/1,000~ 1/2,500	〃	規格寸法はA0版を 標準とする
	(測 量 計 算 簿)			冊	図根点・多角点・境 界点の計算簿
	(資 料 図)			〃	
	(土 地 調 査 表)			〃	権利関係、その他一 切を含む
	(土 地 調 査 書)			〃	
	(土地境界立会確認書)			〃	
	(地 積 測 量 図)	法務局指定のもの		式	土地現地調査書を含 む
	(竣 功 平 面 図)			枚	

10-7 参 考

公有水面埋立免許手続

